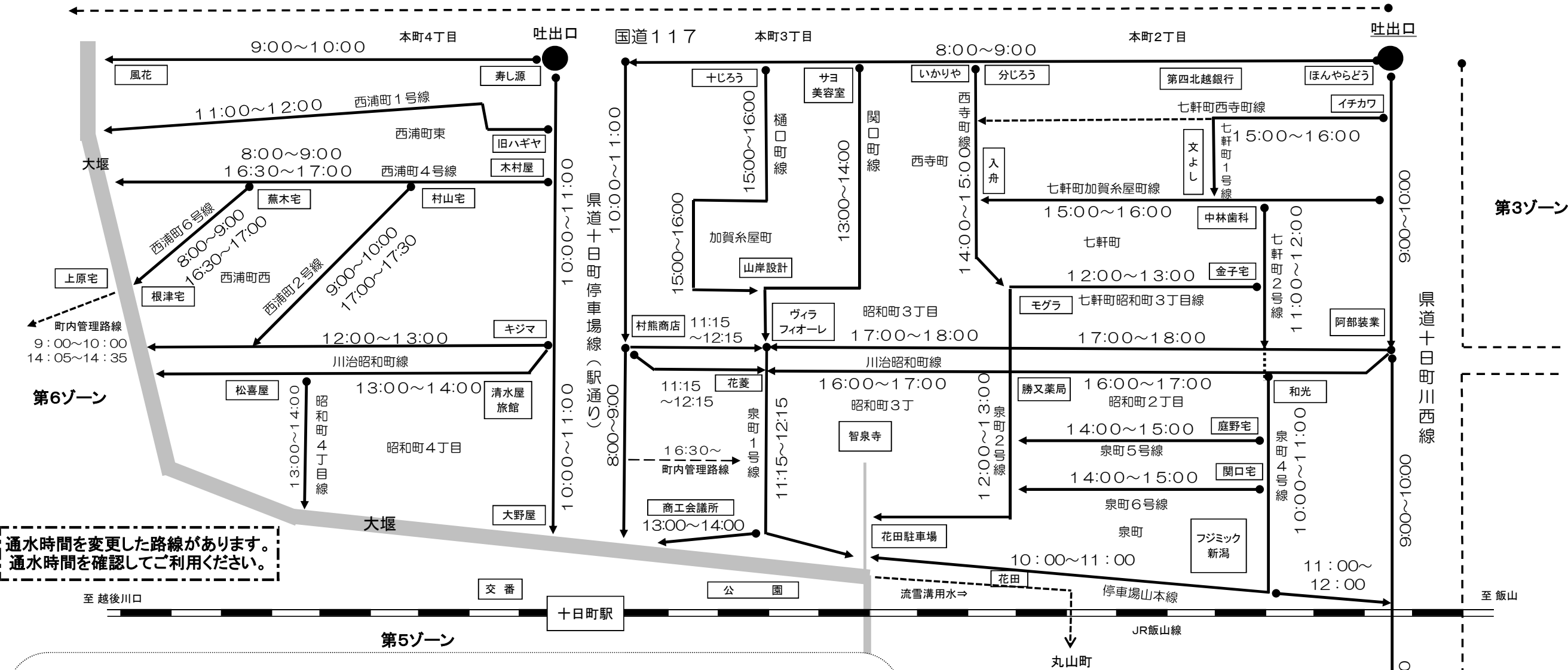




＜投雪作業上の注意事項＞

- (1) 投雪作業前に必ず投雪口にカラーコーンや赤い旗を立てること。危険ですので子供さんを近づけないこと。
- (2) 投雪口にある転落防止と雪割りのための中網は、絶対に外さないこと。
- (3) 必ず通水を確認してから投雪すること。
- (4) 作業後は、除雪車等による破損防止のため蓋・取手を確実に閉めること。
- (5) 水上がり原因となる「時間外投雪」と「機械による直接投雪」は禁止行為です。
また、流雪溝に誤ってスコップ等を流した時は、すぐに流雪溝運営協議会に連絡すること。
水上がり原因となります。

※注意事項を守らず事故を起こした場合は個人責任を問われます。ご注意ください。

＜連絡先＞

- 流雪溝の通水(停止)の確認、水上がり、パトロール隊広報活動等に関すること
十日町市流雪溝運営協議会 ☎752-6485
- 流雪溝の水上がり、市道の投雪口破損、中沢川・榎川への違法投雪等に関すること
十日町市 建設課 克雪利水係 ☎761-7412 (休日夜間 ☎757-3111)
- 国道、県道の投雪口破損、1級河川への違法投雪に関すること
十日町地域振興局 地域整備部 維持管理課 ☎757-5203

＜お知らせ＞

この時間割表には専従職員の移動時間と通水切替え作業時間が含まれているため、通水開始・終了時間が数分前後することがあります。

- 通水期間は、**12月5日(木)から翌年3月10日(月)までです。**
ただし、積雪降雪が少ない期間及び春先で積雪が少なく、降雪の心配のない日は通水を停止します。
- 年末年始の休業日(通水停止)は、**12月31日(火)、1月1日(水)です。**
ただし、前日からの積雪及び降雪の多い場合は通水します。